最終更新日：2015年7月10日

株式会社 テクノメディカ
代表取締役社長 實吉　政知
問合せ先：045-948-1961
証券コード：6678
http://www.technomedica.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、知的価値のある製品・サービスをお客さまに提供し社会に貢献していく所存であります。
また、激変する時代の流れに対応すべく、迅速に新製品の研究開発をおこなえる組織運営をおこない、お客さまに価値ある製品を提供し、医療機器業界をリードする企業でありつづけたいと考えております。
当社は、経営の透明性及び効率の向上、経営資源の有効活用及び経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定機関の確立をコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。企業の成長、企業価値の最大化を目指すとともに、より充実したコーポレート・ガバナンスの確立に努めてまいります。
コンプライアンスにつきましては、経営者層だけでなく従業員一人ひとりが法令はもとより社会規範の遵守、徹底に努め業務をおこなってまいります。

【会社情報に係わる社内体制】
当社は、重要な経営関連情報の適時・適切な開示をおこなうことを基本姿勢としており、公正かつ迅速な情報開示に努めております。
個人投資家・機関投資家への会社情報の適時・適切な情報開示体制におきましては、情報取扱責任者を置き、これを 常務取締役 経営管理部長が担当しております。決算情報、決定事実及び発生事実について、関連部門から提出された情報を情報取扱責任者によって集約し、代表取締役社長の承認を得た上で取締役会に上程し、適時開示の審議をおこない、承認を得た後に情報管理取扱者の管理のもと、外部に対し迅速に公表をいたしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
實吉 繁幸	1,409,700	16.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	752,600	8.59
GOLDMAN, SACHS & CO.REG（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	565,201	6.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	465,300	5.31
鈴木 索	438,000	5.00
テクノメディカ従業員持株会	360,300	4.11
株式会社オートニクス	273,600	3.12
鈴木 満寿世	255,600	2.91
平澤 修	244,000	2.78
實吉 政知	180,900	2.06

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高良 高	他の会社の出身者											
水野 宏治	他の会社の出身者											
倉島 君夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高良 高	○		会社法第2条15号に定める社外取締役であります。	中小企業診断士の資格を取得しており、経営コンサルタントとして多数の企業の経営指導をおこなってきた経験を踏まえ、当社社外取締役に選任いたしております。
水野 宏治	○		会社法第2条15号に定める社外取締役であります。	製薬会社の業務・経理経験を踏まえ、当社社外取締役に選任いたしております。
倉島 君夫	○	○	会社法第2条15号に定める社外取締役であります。 また、独立役員に指定しております。	診断薬・医療機器メーカーで長く活躍されており、国内外における経験及び企業経営についての十分な見識を有しておられることから、当社にとって社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、当社社外取締役に選任いたしております。 〈独立役員指定理由〉 上記のとおり、企業経営の経験を通じ、特に企業統治に関する充分な知見を有しております。また、意思決定に対して影響を与え得る取引関係、その他特別な利害関係もなく、また同氏の当社役員としての在任期間が他の社外取締

				役と比較して短いことから、株主・投資家の皆様の視点からも中立・客観的な立場を保持します。従いまして、独立役員としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、指定に至りました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

専任のスタッフは配置しておりませんが、職務補助者（監査等委員会スタッフ）の配置について要請があった場合には、監査等委員会と他の取締役が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査等委員会スタッフとして配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

［監査等委員会と会計監査人の連携状況］
監査等委員会は、会計監査人との監査実施の重複を避けるため、監査等委員会による監査は業務監査をおこない、会計監査人は年次の財務諸表の財務監査をおこないます。
また、会計監査人による財務監査の結果については、財務監査終了後、監査報告書の提出・説明を受け、その妥当性を判断しており、緊急の問題があれば随時相談する体制としております。

［監査等委員会と内部監査部門の連携状況］
監査等委員会が監査を実施する際には、事前に被監査部門における監査に必要な事項について内部監査室と意見交換をおこないます。
なお、内部監査終了後、監査結果を内部監査室より報告として受け、緊急の問題があれば随時相談する体制となっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

中長期的な企業価値の向上を目指し、中長期的な経営戦略の基で経営に集中するためにも、当社は短期の業績に配慮しがちとなる業績連動型の報酬等の導入を致しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

[開示手段]
有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

[開示状況]
全取締役の総額を開示

[該当項目に関する補足説明]
平成27年3月期における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は次のとおりです。

役員区分　　報酬等の総額 役員の員数
取締役 160,936千円 9名
監査役（社外監査役を除く。）　　8,670千円 1名
社外役員（社外監査役）　　7,481千円 3名

※　支給人員及び支給額は、平成26年6月25日開催の第27期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました取締役1名分を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

専任のスタッフは配置しておりませんが、必要な情報については各担当部署等から適宜報告させる体制をとっております。
また、常勤の監査等委員である取締役が監査等委員である3名の社外取締役への情報伝達や取締役及び幹部社員との定期的なミーティングを設定するなどの体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

[株主総会]
会社法上で定められた企業の意思決定決議は、定時株主総会または臨時株主総会で決議しております。

[取締役会]
取締役会は経営の基本方針に関する意思決定等をはじめとする、定款及び取締役会規程の定める経営上の重要事項を決議しております。
取締役会は12名の取締役で構成され、毎月1回定期開催するほか、必要に応じて機動的に臨時開催しております。

[監査等委員会]
監査等委員会は4名の監査等委員（社外取締役3名を含む）で構成されております。
監査方針等に従い、収益基盤の安定化と合理化、経営の透明性及び効率化、ならびに企業倫理の確立を維持し続けていくため、取締役の職務執行全般について監査・監督を実施します。

監査等委員会は毎月1回の定期開催の他、必要に応じて臨時開催し、毎月の監査等委員会では、取締役の業務遂行の妥当性、経営の透明性及び公平性の確保等について幅広く検証し、経営体制の監査・監督をおこないます。

監査等委員は定例取締役会・臨時取締役会へ出席する事に加え、重要文書の閲覧・関係帳票の精査や、取締役及び従業員に業務状況の報告を求める事で、取締役及び従業員と監査等委員会の情報共有をおこないます。
また、代表取締役との定期的会合を開催し、監査上の重要課題等について意見交換を実施します。さらに、必要に応じて内部監査室や会計監査人とも緊密な連携を保ち、適性な監査及び実効性の向上にを図っております。

なお、当社は監査等委員である取締役4名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

[内部監査体制]
内部監査は、内部監査室を設置し、業務の執行状況についてコーポレート・ガバナンス向上の視点から、部門長の業務執行等について監査・助言をおこなうとともに、監査等委員会と連携の上、内部統制に係わる監査・助言をおこなっております。
内部監査は代表取締役直轄の部署として業務執行部門から独立した内部監査室において、内部監査計画に基づき、各部門へコンプライアンス体制の整備・運用状況を含む監査を随時実施しております。
監査結果を代表取締役に随時報告し、是正を要する指摘事項の場合は、代表取締役より各部門責任者を通じて報告結果を基とする改善指示をおこない、改善指示にかかる箇所につき結果報告を部門責任者より代表取締役におこなう体制を継続して実行し、コンプライアンスのより一層の徹底を図っております。

[会計監査人]
会計監査人は年次の財務諸表の財務監査をおこなっております。
また、会計監査人による財務監査の結果は、財務監査終了後、監査等委員会へ監査報告書の提出・説明がなされ、緊急の問題があれば随時相談する体制としております。
なお、当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で、監査契約を締結しております。

平成27年3月期の会計監査の状況といたしましては、以下の公認会計士及び監査業務に係る補助者で構成しております。
（1）業務を執行した公認会計士の氏名／所属監査法人名
　　松本 保範　（有限責任監査法人トーマツ）

阪田 大門（有限責任監査法人トーマツ）
（注）継続監査年数は、7年以内のため記載を省略しています。

（2）監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　3名
その他　4名

［顧問弁護士］
顧問弁護士からは法律上の判断を要する場合に、適時に助言・指導を受けております。

この他、当社の意思決定を迅速に具現化すべく、経営計画で決定した具体的な施策を審議検討する機関として「全国責任者会議」を年4回四半期毎に開催しております。なお、出席者は全取締役、本社各部署の責任者、支店・営業所の責任者ならびに監査等委員であり、同会議において現場の意見及び各営業担当者の情報等を吸い上げ、意識統合を図る事により機動的なおかつ迅速な取締役会の開催が可能となっております。

以上のとおり、監査等委員会、会計監査人並びに内部監査室が連携し、相互に監査範囲・結果・状況等についての情報提供と交換をおこなう事で、各部署や支店等の改善点（非効率な業務、未対処のリスク、内部統制が意図したとおりに機能していない等）についての共有理解を図り、該当する事項のより詳細な監査実施等に努めております。

なお、役員報酬の決定につきましては、株主総会において承認された報酬上限額の範囲内で、各役員の職務内容、他の従業員への処遇との整合性等を考慮した適切な水準を定める事を基本としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会の設置によりガバナンス機能の充実を図っております。

監査等委員会は、定例・臨時の取締役会等へ出席する事に加え、重要文書の閲覧や、取締役及び従業員に業務状況の報告を求める事で、社内情報の共有化をおこないます。
また、必要に応じて内部監査室や会計監査人と相互に監査範囲・結果・状況等について情報提供及び交換をおこなうことで、各部署の改善点の共有理解を図り、該当する事項のより詳細な監査の実施等に努める等、適正な監査及び実効性の向上に努めます。
このほか、代表取締役との定期的会合や、内部統制推進の役割を担う経営企画室・経営管理部・総務室・品質管理室・情報管理室等との会合を開催し、監査上の重要課題等について意見交換をおこないます。これらの活動を通じて、取締役の権限行使・義務履行につき善管注意義務違反を含む監督及び監査を実施します。

また、監査等委員4名中の3名を社外取締役とすることにより、経営監視機能を強化しております。
各社外取締役はそれぞれ医療業界・中小企業診断士、企業経営等の種々の経験を通じて、法令、財務・会計、企業統治等に関する専門的で相当程度の知見を有しており、違法性監査に止まらず、外部者の立場から経営全般について大所高所から判断をおこないます。

なお当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準として東京証券取引所有価証券上場規程に定められた独立役員の要件を念頭に、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方にご参加いただけますよう、集中日は原則避けて開催しております。
その他	株主様の株主総会会場へのアクセスの利便性を考慮し、新横浜駅前の会場を使用して開催しております。 また、直接に株主様のご意見が伺えるよう事業報告書においてアンケートを実施しており、意見を吟味し、経営の強化やIRの充実等に反映できる体制をとっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回 、本決算及び第2四半期決算の外部への発表にあわせ、それぞれ説明会を開催し、会長自ら説明をいたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイトにおきまして、「四半期決算短信」「各種開示資料」「有価証券報告書」等を掲載のほか、「決算説明会の動画（配布資料PDF含む）」及び「個人投資家向け説明会の動画」も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	・IR担当役員 ： 常務取締役経営管理部長 野田　哲 ・IR担当部署 ： 総務室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、生命を左右する病院の救急施設で使用される分析装置を製造・販売しており、製品の品質管理が最重要と認識しております。そのため、人の品質・経営の品質・財務の品質向上を第一と考え、内部統制システムもこの認識のもとに整備しております。

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」に関する決定内容の概要は以下のとおりであります。

＜1．取締役および使用人（＝社員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制＞
（1）取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
（2）取締役の職務執行にあたっては、取締役相互で監視するほか、監査等委員会による監査を受ける。
（3）業務部門から独立した代表取締役直轄部門の内部監査室による内部監査を実施し、法令および定款に反する行為の有無の監視をおこなう。
（4）法令違反又は社内ルール違反を役職員が発見した場合の報告体制をコンプライアンス規程において整備することにより、通報者の保護に配慮した内部通報制度を構築する。
（5）コンプライアンスの取り組みは経営企画室が統括し、『倫理規程および行動規範』および『コンプライアンス規程』の徹底を図るべく、使用人（＝社員）教育等を、同部門を中心としておこなう。
（6）使用人（＝社員）の職務の執行状況を定期的に各部門長へと報告させ、取締役は使用人（＝社員）の職務執行状況が、法令および定款等に適合しているかを監視する。
（7）財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを識別し、予防および牽制機能の整備・運用・評価を継続して不備があれば是正していく体制を整備する。

＜2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞
（1）経営企画室を主担当部門とし、リスクの洗い出しと見直し、対応策の策定を継続的に進める。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスクの管理とリスクの極小化を図るとともに、万が一不測の事態が発生した場合においては、予め定めている『トップへの緊急報告制度』に則り、速やかに代表取締役へ報告し、代表取締役を責任者として、速やかに必要な対策を講じる。
（2）リスク発生の可能性を認識したうえで、リスク発生の回避あるいは極小化および発生した場合の対策を講じる。

＜3．取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制＞
（1）取締役の職務執行は、所定の規程に沿って策定される経営計画に則りおこなう。その計画の履行状況は経営会議（＝全国責任者会議）にて確認する。
（2）取締役の職務執行の効率性を確保するための体制として、職務分掌規程および権限規程に従って取締役は業務を執行し、毎月定期的に取締役会を開催し、各取締役から職務の執行状況について報告するとともに、必要に応じて随時に臨時取締役会の開催をおこなう。

＜4．取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制＞
代表取締役は、『文書取扱規程』に従って、取締役・社員が適切に各種議事録等、取締役の職務執行にかかる情報および文書（電磁的記録を含む）を整備し、保存・管理するように指導する。取締役および監査等委員は、必要に応じて当該文書を閲覧することができる。

＜5．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人（＝社員）の他の取締役からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項＞
監査等委員会から職務補助者（監査等委員会スタッフ）の設置について要請があった場合には、監査等委員会と他の取締役が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査等委員会スタッフとして配置するものとする。当該スタッフは、監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該スタッフの人事考課については監査等委員会がおこない、人事異動については、監査等委員会の事前同意を得たうえで決定するものとし、他の取締役からの独立性を確保する。

＜6．取締役および使用人（＝社員）が監査等委員会に報告するための体制ならびに報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制＞
（1）取締役および使用人（＝社員）は、監査等委員が出席する取締役会・経営会議（＝全国責任者会議）等において、その担当する職務の執行状況について報告するとともに、随時、各監査等委員の求めに応じて業務執行状況の報告をおこなう。
（2）取締役および使用人（＝社員）は、法令等に違反する事項あるいは当社に著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項が発生した場合は、監査等委員会に対して遅滞なく報告する。
（3）監査等委員会に報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由に不利益取扱いを受けないことを確保する体制とする。

＜7．その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制＞
（1）監査等委員は取締役会のみならず他の重要と判断される社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて他の取締役に対して必要な調査・報告等の要請をおこなう。
（2）監査等委員会は、緊急の問題が発生した場合は、会計監査人と随時相談をおこなう。
（3）監査等委員会は、代表取締役との間において定期的な意見交換会を設定する。

＜8．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項＞
監査等委員がその職務の執行について当社に対し、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力によりおこなわれる不当な要求に対して一切の拒絶をおこない、また一切の関係遮断をおこないます。また、同勢力と関係のある企業、団体、個人と一切取引をいたしません。

なお当社は、平成18年9月に「反社会的勢力対応要領」を制定しております。反社会的勢力からの接触があった場合には、同要領に記載されている適切な対応、手順並びに所轄警察署及び顧問弁護士等へ直ちに連絡・相談をおこない、速やかにこれを排除する体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

［コンプライアンス規程］
当社では、コンプライアンスの定義を『法令（業務上の通達・指針を含む）、証券取引所諸規程及び当社社内規程（以下法令等という）からの逸脱行為の発生を未然に防止し、問題が発生した場合は直ちに是正できる社内体制を構築する事及び上記法令等を遵守する事』と定義し、内部監査室によるコンプライアンス体制の監査等をおこなっております。

［リスク管理規程］
当社は、経営の健全性の確保を主な目的とする「リスク管理規程」を平成18年に制定し、当社が認識するリスクに対する基本的な考え方及びその管理方法を明確化しております。
日常の業務執行から生じる様々なリスクを予想・認識し、これを十分に検討した上で、経営の安全性の確保をおこなっております。リスク情報のみならず、日常業務の職務執行状況を定期的に各部門長を通じ社長へ迅速に報告する等の体制を構築しており、発生リスクの早期発見と把握、ならびに対処の迅速化を図り、以ってリスクの未然防止と軽減等に取り組んでおります。
なお、当社の内部監査の目的は以下のとおりとなっており、監査結果、指摘事項及び勧告事項等の監査報告書は、代表取締役へ報告されます。是正を要する指摘事項の場合は、代表取締役より各部門責任者を通じて報告結果を基とする改善指示をおこない、改善指示にかかる箇所につき結果報告を部門責任者より代表取締役へおこなう体制を継続して実行し、コンプライアンスやリスク管理の徹底に努めております。

・経営情報に誤謬・不正がないか検証をおこなう。
・法律・規則・方針・計画・手続きが遵守されているか検証をおこなう。
・資産の保全状況の検証をおこなう。
・各部門にて設定された目標やゴールが達成されているか検証をおこなう。
・経営資源の能率的・経済的利用の検証をおこなう。

また、弁護士事務所と顧問契約等を締結しており、日常的法律問題および各業務に係る専門分野につき適時・適切な助言及び指導が受けることができるよう体制を整えており、アドバイスを受けております。

［コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み状況］
当社は医療機器を製造・販売しており、安全且つ高品質な製品の安定的供給及びレベルの向上に重点を置いた外部検査機関の検査基準に基づく製品作りをベースとしております。
代表取締役直轄の部署として業務執行部門から独立した内部監査室において、内部監査計画に基づき、各部門へコンプライアンス体制の整備・運用状況を含む監査を随時実施しております。
監査結果を代表取締役に随時報告し、是正を要する指摘事項の場合は、代表取締役より各部門責任者を通じて報告結果を基とする改善指示をおこない、改善指示にかかる箇所につき結果報告を部門責任者より代表取締役におこなう体制を継続して実行し、コンプライアンスのより一層の徹底を図っております。
監査等委員会におきましても代表取締役と定期的に会合の場を持ち、監査上の重要課題等について、定期的に意見交換をおこないます。
また、必要に応じて内部監査室や会計監査人とも緊密な連携を保ち、適性な監査及び実効性の向上に努めております。
財務報告に係る内部統制の有効性評価結果として公表する「内部統制報告書」につきましては、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスにつき適正性及び信頼性の確保が図られるよう、財務報告に係る内部統制担当役員である経営企画室長を中心とする体制の整備を引き続き実施しております。
また、当社経理関連規程につき、企業会計基準及びその他法令に基づく所要の改定をおこなう等、内部統制システムの実効性の向上及び拡充に引き続き注力いたします。

コンプライアンスならびにリスク管理体制の推進につきましては、関連諸法令に係る教育及び業務プロセスの検証・改善の周知を取締役・社員への適時実施も継続しておこなっており、日次啓蒙に努めております。

コーポレートガバナンス模式図

